

不祥事防止のための校内ルール

学校は、生徒が安心・安全に学べる環境であること、また、保護者や地域の皆様から信頼される存在であること。これらを常に考え、実行していくために、不祥事等の防止のための校内ルールを定め、本校教職員の厳正な服務規律の確保に努めてまいります。

1 生徒の個別指導に関すること

- (1) 生徒の個別指導にあたっては、できる限り複数人で対応する。また、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。指導上、やむを得ない場合には、学年主任等へ事前に対象生徒・場所・時間帯を知らせ、事後に結果を報告する。
- (2) セクハラ、パワハラ等につながらないよう言動に注意する。
- (3) 電話、メール、SNS等による私的なやりとりはしない。

2 生徒の個人情報の取り扱い等に関すること

- (1) 個人情報を含むものは、原則学校から持ち出さない。
- (2) やむを得ず持ち出すときは、管理職の了解を得て情報資産持出記録簿へ記載する。持ち出す際には、適切に取り扱う。
- (3) メールの誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認する。また、複数人へメールを送信する場合は、BCCで送信する。

3 交通に関すること

- (1) 緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- (2) 飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には深酒を避ける。
- (3) 交通法規を遵守し、交通事故を起こさない（遭わない）ように気をつける。誠意ある行動を心がけ、もし、事故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとる。その後、速やかに管理職に報告する。

4 校内の環境整備に関すること

- (1) 校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内環境整備に努める。
- (2) 日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行う。

5 校内外の相談・連絡体制に関すること

- (1) 教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- (2) 校外の相談窓口（県HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」）を案内する。
- (3) 生徒が安心・安全な生活を送れるように、警察や地域の機関等と連携する。

6 生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- (1) 生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。
- (2) 教職員に対し、研修を実施する。
- (3) 教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。

7 学校徴収金及び公金等の取扱い

- (1) 生徒から集金する必要がある場合は、担当教職員から集金の目的を明記した保護者あての文書を出す。その際、収受を明確にするため、必ず領収証を発行する。
- (2) 教材費、部活動費等の学校集金を扱う場合、一人で会計事務を行わず、必ず複数の教職員でチェックし、適正に通帳管理する。
- (3) 各会計簿及び証拠書類等は、いつでも確認できるように整理する。また、管理職による定期的な点検を行う。
- (4) 現金は原則校内に保管しない。